

燕市の素案の構成	【新潟市】	【上越市】	【新発田市】	【柏崎市】	【妙高市】
第5章 情報共有					
(情報の共有) 第26条		(情報共有及び説明責任) 第18条 市議会及び市長等は、市政運営に関する情報を市民に積極的に提供するとともに、市民の意見の把握に努め、市民との情報の共有を図らなければならない。 2 (略)	(情報の共有) 第6条 市は、市民の知る権利を保障しなければならない。 2 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。 3 市は、その保有する情報を市民と共有するため、市民に分かりやすい情報提供を積極的に行うとともに、市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な媒体の活用など情報を適切に収集、整理及び提供するための環境整備に努めなければならない。	(情報共有の原則) 第9条 市民と市は、まちづくりの基本原則を実現するために必要な情報を共有するものとする。 2 市民は、まちづくりに参加するために必要な市の保有する情報について、その提供を受け、又は自ら取得する権利を有する。	(情報の共有) 第16条 市民及び市は、第4条に規定する自治の基本理念を実現するために必要な情報を共有するものとする。
(情報の公開及び提供) 第27条	(情報の公開等) 第15条 市は、次に掲げる事項に関し、に定めるところにより市民の知る権利を保障するとともに、市民との情報共有の効果的な推進を図らなければなりません。 (1) 市が保有する公文書の公開に関すること。 (2) 政策形成過程の情報の提供に関すること。 (3) 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関及び市長等が設置するこれに準ずる機関の会議の公開に関すること。 (4) 本市の出資法人及び指定管理者に係る情報の公開に関すること。	(情報公開) 第19条 市議会及び市長等は、市政運営に関する市民の知る権利を保障することにより、市民参画をより一層推進するとともに、公正な市政運営を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報を、市民の求めに応じ、原則として公開しなければならない。 2 前項の市議会及び市長等の保有する情報の公開の手續等については、別に条例で定める。	(情報の公表) 第10条 市は、市民参画を求めて施策を実施しようとする場合は、当該施策に関する情報を積極的に公表しなければならない。ただし、新発田市情報公開条例(平成14年新発田市条例第34号)第7条各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)にあっては、これを公表しないことができる。	(情報の提供) 第10条 市は、別に条例で定めるところにより、市民に対し市の保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく提供するよう努めなければならない。 2 市は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう整理し、保存しなければならない。	(情報の提供) 第17条 市は、公正で透明な市政の経営のため、積極的に情報公開を推進するものとする。 2 市は、自治に関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう整理し、保存しなければならない。
(個人情報の保護) 第28条	(市民の権利利益の保護) 第22条 (略) 2 市は、新潟市個人情報保護条例(平成13年新潟市条例第4号)に定めるところに従い、個人情報を適正に取り扱うことにより、個人の権利利益を保護しなければなりません。	(個人情報保護) 第20条 市議会及び市長等は、市民の基本的権利である個人の尊厳を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報に含まれる個人情報を適切に保護するとともに、市民の自己に係る個人情報の開示請求等の権利を保障しなければならない。 2 前項の個人情報の適切な保護及び市民の自己に係る個人情報の開示請求等の手續等については、別に条例で定める。			(個人情報の保護) 第18条 市は、保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を明らかにし、個人の権利及び利益を保護しなければならない。 2 市は、収集した個人情報に関しては、厳重にこれを管理し、原則として本人以外に開示してはならない。

<p>(説明責任及び応答責任) 第 29 条</p>	<p>(市政運営) 第 13 条 市は、健全で持続可能な市政を実現し、もって市民福祉の増進を図るため、次に掲げる事項を基本として市政運営を行わなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 施策及び事業の実施に当たっては、効率的かつ効果的に行うとともに、その立案、実施及び評価の各段階において市民に分かりやすく説明すること。 (市民の権利利益の保護) 第 22 条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、市政に関する市民からの相談、意見、要望、苦情等に対して迅速かつ誠実に対応しなければならない。</p>	<p>(情報共有及び説明責任) 第 18 条 (略) 2 市長等は、政策の立案、実施、評価及び見直しに至るまでの過程及び内容を市民に分かりやすく説明しなければならない。 (苦情処理等) 第 23 条 市議会及び市長等は、市政運営に関する苦情等があったときは、速やかにその内容及び原因を調査分析し、改善を要すると判断したものについては、再発防止等のための適切な措置を講じなければならない。</p>		<p>(説明責任) 第 17 条 市は、まちづくりに関する活動の内容及びその意思決定の過程について、市民に分かりやすく説明しなければならない。</p>	<p>(市の責務) 第 12 条 (略) 2 市は、市民に対し、市政に関する事項を適宜説明するように努めなければならない。 3 (略)</p>
--------------------------------	--	---	--	---	---

第 6 章 市政運営

<p>(総合計画) 第 30 条</p>	<p>(市政運営) 第 13 条 (略) 2 市は、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限に活用し、及び本市の将来像を示す計画を策定して施策展開を図らなければならない。 第 25 条 市長は、地域における特色あるまちづくりを推進するため、市民の参画の下で、区における総合的な計画を策定して実施しなければならない。</p>	<p>(総合計画) 第 16 条 市長は、自治の基本理念、自治の基本原則及び前条に定める市政運営の基本原則にのっとり市政運営の総合的な指針として総合計画を策定し、計画的な市政運営を行わなければならない。</p>		<p>(総合計画等の策定) 第 19 条 市は、基本構想及びこれを具体化するための基本計画（以下これを「総合計画」という。）を、まちづくりの基本原則にのっとり策定しなければならない。 2 市は、総合計画の策定過程に広範な市民が参加できるよう努めなければならない。 3 市は、総合計画以外の計画の策定に当たっては、総合計画との整合及び計画相互間の調整を図らなければならない。 4・5 (略)</p>	<p>(計画策定等における市民参加の原則) 第 13 条 市は、広く市民参加を求め、市政の柱となる各種の計画策定等を市民と協働で行わなければならない。 (健全な財政運営) 第 19 条 市は、総合計画に基づいた中長期的財政計画を定めるとともに、財源を効率的かつ効果的に運用することにより、財政の健全性を確保するよう努めなければならない。 2 (略)</p>
<p>(財政運営) 第 31 条</p>	<p>(財政運営) 第 14 条 (略) 2 市長は、行政サービスを受ける市民の負担の適正化及び社会資本整備における世代間の負担の公平化が図られるよう適切な財政政策を進めなければならない。 3 市長は、予算、決算その他の財政に関する事項を公表するとともに、市民に分かりやすく説明しなければならない。</p>	<p>(市政運営の基本原則) 第 15 条 市議会及び市長等は、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり公正で透明性の高い市政運営を推進し、公共の福祉の増進に努めなければならない。 2 市議会及び市長等は、持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向け、市内の資源を最大限に活用し、施策を戦略的に展開するとともに、その実施に当たっては、施策相互の連携を図り、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならない。 (財政運営) 第 17 条 市議会及び市長は、中長期的な視点から、健全な財政運営を行わなければならない。 2 市長は、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく、かつ、市民が理解することができるようにして公表しなければならない。</p>		<p>(総合計画等の策定) 第 19 条 (略) 2～4 (略) 5 市は、総合計画と行政評価とが連動した予算編成及び執行に努め、健全な財政運営を図らなければならない。</p>	<p>(健全な財政運営) 第 19 条 市は、総合計画に基づいた中長期的財政計画を定めるとともに、財源を効率的かつ効果的に運用することにより、財政の健全性を確保するよう努めなければならない。 2 市は、市民に分りやすい財政に関する資料を作成し、公表しなければならない。</p>

<p>(行財政改革の推進) 第32条</p>	<p>(財政運営) 第14条 市長は、効率的かつ重点的に行政運営を行い、行財政改革に取り組むことにより財政の健全な運営に努めなければなりません。</p>				
<p>(行政評価) 第33条</p>	<p>(行政評価等) 第23条 市長等は、市政運営を効率的かつ効果的に行うとともに、市政の透明性を高め、及び市民への説明責任を果たすため、市民の視点で行政評価を実施するものとする。 2 市長等は、行政評価の結果を市民に公表するとともに、施策、事業等に反映するよう努めなければなりません。 3 市長は、外郭団体の円滑な運営及びこれに関連する市長等の事務事業の適正な執行を図るため、関与の妥当性、外郭団体の経営状況等を評価し、必要に応じて指導又は改善要請を行わなければなりません。</p>	<p>(評価) 第25条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を施策の改善及び見直しに速やかに反映させるよう努めるとともに、当該評価の結果並びに改善及び見直しの内容を分かりやすく市民に公表しなければならない。 2 市長等は、前項の行政評価について、市民が参加することができる評価の手法及び第三者による評価の手法をとり入れるよう努めなければならない。</p>	<p>(市民参画の評価) 第14条 市は、第3条の基本理念にのっとり、行政運営が適切に行われているかどうか検証するため、年度ごとに市民参画に関する取組を総括し、市民に公表するとともに、その取組について市民から意見を求めるよう努めるものとする。 2 市は、前項の規定により市民から提出された意見を行政運営に反映させ、一層の市民参画に努めなければならない。</p>	<p>(総合計画等の策定) 第19条 (略) 2・3 (略) 4 市は、総合計画その他の計画により進められたまちづくりに関して、市民の満足度の把握に努め、市民参加による行政評価を行い、必要な見直しを行わなければならない。 5 (略)</p>	<p>(行政評価) 第15条 市は、能率的かつ効率的な行政経営を進めるため、市民の参加のもと行政評価を行い、その結果を市民に公表するものとする。 2 市は、行政評価を実施する施策等については、可能な限り目標の数値化を図り、効果の明確化に努めなければならない。</p>
<p>(政策法務) 第34条</p>		<p>(政策法務) 第27条 市議会及び市長等は、自主的かつ自立的な市政運営を行うため、条例、規則等を制定する権限を十分に活用するとともに、法令の自主的な解釈及び運用に努めなければならない。</p>			
<p>(国及び他の地方公共団体等との連携) 第35条</p>	<p>第29条 市は、国及び県と対等な立場で相互に協力して市民自治の確立に努めなければなりません。 2 市は、他の地方公共団体と相互に共通する課題に対しては、当該地方公共団体と積極的に連携し、及び協力してその解決に努めなければなりません。 3 市は、国際社会に果たすべき役割を認識して広く国際社会との交流及び連携に努めなければなりません。</p>	<p>(国、県等との関係) 第39条 市は、市民に最も身近な地方政府として、国、新潟県等とそれぞれ適切な役割分担の下、対等な関係を確立するものとする。 (他の自治体等との連携) 第40条 市は、広域的な課題の解決を図るため、他の自治体等との連携及び協力をするよう努めなければならない。 (海外の自治体等との連携及び国際交流の推進) 第41条 市は、非核平和の実現及び地球規模の諸課題の解決を図るため、海外の自治体等との連携、交流等を積極的に推進するよう努めなければならない。</p>			<p>(他の自治体との連携・協力) 第22条 市は、国、県、他の自治体その他の機関との広域的な連携を進め、情報を共有し、相互理解を図ったうえで、効果的に自治を推進するものとする。</p>

第7章 条例の尊重及び見直し					
<p>(条例の尊重) 第36条</p>	<p>(条例の位置付け) 第3条 この条例は、本市の自治の基本を定めるものであり、市は、他の条例、規則及び規程を制定し、改正し、又は廃止しようとする場合は、この条例の趣旨を最大限尊重してこの条例との整合を図らなければならない。</p>	<p>(最高規範性) 第42条 この条例は、市における自治についての最高規範であり、市民、市議会及び市長等は、この条例を遵守しなければならない。 2 市議会及び市長等は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。</p>		<p>(条例の位置付け) 第3条 市民は、市民参加のまちづくりを推進するに当たり、この条例の目的及びまちづくりの基本原則を尊重するよう努めるものとする。 2 市は、条例、規則その他の規程又は市の基本方向を示す各種計画の策定に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。</p>	<p>(条例の位置付け) 第3条 この条例は、自治に関する最高規範であり、市民及び市は、最大限これを尊重しなければならない。 2 市は、他の条例、規則等の制定又は改廃を行う場合には、この条例に定める事項を遵守しなければならない。</p>
<p>(条例の見直し) 第37条</p>	<p>附則 (見直し) 2 市長は、この条例の実効性を高めるため、この条例の施行後5年以内に、検討委員会を設置し、必要な見直しを行うものとする。</p>	<p>(見直し) 第43条 市長は、5年ごとに、この条例の内容を社会経済情勢の変化に照らして、定期的な見直しを行わなければならない。 2 市長は、前項の見直しのほか、必要に応じてこの条例の見直しを行うことができる。 3 市長は、前2項の見直しに当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。 4 市長は、第1項及び第2項の見直しを行ったときは、その結果を公表しなければならない。 (改正手続) 第44条 市長は、この条例の改正を提案しようとする場合(地方自治法第74条の規定に基づく付議である場合を除く。)は、この条例の趣旨を踏まえ、あらかじめ広く市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(条例の検討) 第15条 市は、4年を超えない期間ごとに、前条に定める評価により、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(条例の改正) 第21条 市は、この条例について、社会、経済等の情勢の変化等により、改正する必要が生じた場合は、遅滞なく改正しなければならない。</p>	<p>(条例の見直し) 第24条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討するものとする。 2 市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例、この条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。 3 市長は、第1項に規定する検討又は前項に規定する必要な措置を講じるに当たっては、市民の意見を聴取しなければならない。</p>